

第4章 総合的な評定

目 次

4. 総合的な評定	
4.1 評定結果	4-1
4.1.1 安全性に関する長所、短所	4-2
4.1.2 外部評価の結果	4-3
4.1.3 評定結果	4-3
4.2 安全性向上計画	4-7
4.2.1 安全性向上に向けた当社の見解	4-7
4.2.2 今後の安全性向上に向けた取組みについての短期的及び中長期的な方針	4-8
4.2.3 安全性向上のための具体的な措置に係る計画	4-9
4.2.3.1 安全性向上のための具体的な措置に係る計画	4-9
4.2.3.2 安全性向上のための具体的な措置の実施状況	4-10

4. 総合的な評定

4.1 評定結果

当社は、原子炉等規制法第57条の8の規定により、発電用原子炉施設による安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び発電用原子炉による災害の防止に関し、発電用原子炉施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務がある。

安全性向上評価は、これらの責務を果たすための取組の実施状況及び有効性について、原子炉等規制法第43条の3の29及び実用炉規則第99条の2から第99条の7までの規定に基づき調査及び評価を行うものであり、また、本評価の実施及び評価結果を踏まえ、原子力安全のための取組について継続的な改善を図るものである。

「第1章 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲」を前提に、「第2章 安全性の向上のため自主的に講じた措置」の「2.2.1 保安活動の実施状況」について、調査期間における改善活動の結果及び実績指標の結果にて、保安活動ごとに整理し、保安活動の有効性を確認した。また、「2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」にて、調査期間内に収集した新知見に関する情報について評価を行い、川内原子力発電所第2号機(以下「川内2号機」という。)に反映すべき知見については、その反映状況を確認し、既に反映されていること又は反映に向けた検討が進められていることを確認した。「第3章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析」は、第6回届出書の評価時点以降、改訂の必要はないことを確認した。

第1章から第3章までの内容を踏まえ、川内2号機の安全性に係る総合的な評定について、以下に述べる。

4.1.1 安全性に関する長所、短所

川内 2 号機の安全性に関する長所及び短所は、次のように考えられる。

(1) 安全性に関する長所

1985 年 11 月の運転開始以来、2011 年 9 月の第 20 回定検停止までの間、計画外停止を手動 1 回経験したが、安全・安定運転を継続してきた。福島第一原子力発電所事故以降の 4 年以上にわたる長期停止の後、再稼働した 2015 年 10 月 21 日から第 27 回定期事業者検査終了日（2024 年 12 月 25 日）までの期間において、トラブル等を経験せず安全・安定に運転している。

「2.2.1 保安活動の実施状況」にて、保安活動に加えて、自主的な取組みを含めた活動の実施状況について調査した結果、改善活動が保安活動に定着し、計画的・継続的な見直しが行われていることを確認した。

「2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」にて、最新知見の科学的知見及び技術的知見の情報収集、評価及び反映に係る仕組みが一定のレベルで有効に機能していることを確認した。

更に、これまでの安全性向上評価届出書^{*1}にて抽出された安全性向上のための具体的な措置を計画的に実行し、川内 2 号機の安全性を自主的・継続的に向上させている。

(2) 安全性に関する短所(更なる改善の視点)

「2.2.1 保安活動の実施状況」にて、改善活動が保安活動に定着し、継続的な見直しが行われていたことに加え、実績指標の推移は安定しており、著しい変化があった指標についても原因が明らかにされ適切な対応がとられていたことから、各保安活動を行う仕組みは有効であった。

このことから、安全性向上評価届出書における実用発電用原子炉施設の

^{*1} 川内原子力発電所第 2 号機第 1 回安全性向上評価届出書（平成 29 年 9 月 25 日付け原発本第 156 号、平成 30 年 3 月 30 日付け原発本 360 号にて一部補正）以降の各届出

安全性に関する改善点は抽出されなかつたことを確認したが、今後も、原子炉施設の安全性を継続的に向上させていくため保安活動に関して慢心せずどこか問題があるはずだという観点で改善点を探す取り組みを継続し、より一層の安全性向上に努めていく。

4.1.2 外部評価の結果

「2.5 外部評価の結果」を踏まえた、今後の対応等は以下のとおりである。

(1) 今後も、抽出された課題について、問題ないという記載に留めるのではなく、外部の方々とのコミュニケーションツールとして、積極的に安全性向上に向けた取組を継続的に行っていく姿勢を表現できるよう考察や表現方法については工夫していく。

なお、原子力に係る安全性・信頼性向上委員会(前身の原子力安全性向上分科会含む)からは、これまでにもご意見、ご助言を受けており、その結果を踏まえた対応についても、第 4.1-1 表に示すとおり、引き続き取組んでいく。

4.1.3 評定結果

本評価時点において、継続的に安全性を向上させる取組みは有効に機能しており、本評価で抽出した安全性向上に資する措置を確実に実行することにより、川内 2 号機の安全性は更に向上するものと評価する。また、これまでどおり、現場を第一とした保安活動を確実に実施することにより、安全・安定運転を継続していくことができると評価する。

第 4.1-1 表 原子力に係る安全性・信頼性向上委員会におけるご意見、ご助言への対応状況(1／3)

ご意見、ご助言	対応状況(対応方針含む)
<p>4 章 4.1.1(2)「安全性に関する短所」に、「第 1 章から第 3 章までの評価結果から、安全性に関する短所として抽出されたものはなかった。」と記載があるが、どこか問題があるはずだという目線で短所を探すことも、安全性向上を行う取組みに関して、慢心をしないという点で重要。</p>	<p>第 2 章にて保安活動の実施状況を調査し、改善活動が定着して継続的な見直しが行われていることが確認できたことに加え、実績指標の推移は安定しており、各保安活動を行う仕組みが有効であったことから、当社の安全性に関する短所と見られる傾向はないことを踏まえ、「短所はなかった」と評価した。一方で、社外とのコミュニケーションの観点から、当社の安全性向上への取組みにおいて積極性に欠ける印象を与える恐れがあるため、短所はないだけではなく、当社の安全性向上に対する取り組みが明示できるよう記載の見直しを図る。また、今後とも、更なる安全性向上に向け、短所を積極的に見出すよう心掛け、改善に努めていく。</p>
<p>今後、継続的に安全性向上を図ることは必須であると思う。新たな取り組みを始めることは新たな行動を一つ付け加えることにもなるため、これが積み重なれば、業務の負担が増える。これにより一つ一つの業務がおろそかになることは避けなければならない。このような観点から、過去の経験を活かしつつ業務の合理化を図るという取り組みも今後必要になってくる。</p>	<p>新規制基準施行や原子力規制検査導入等により、原子力発電部門員の業務量は増加傾向にある。これまででも業務の合理化に努めてきたが、今後より一層合理化を促進していくため、DX を用いた業務変革(紙面での管理からデータでの管理等によるデータ収集や分析・評価の効率化)を行っていく。</p>

第 4.1-1 表 原子力に係る安全性・信頼性向上委員会におけるご意見、ご助言への対応状況(2/3)

ご意見、ご助言	対応状況(対応方針含む)
PRA 手法の限界を検討し、既存の PRA の課題を補完する評価を検討する必要がある。	PRA、運転経験及び放射線被ばく等のリスク情報を活用した意思決定(RIDM)プロセスを 2020 年 4 月から本運用を開始したが、PRA を補完する取り組みとして、引き続きその定着と段階的な拡大を図っていく。なお、外部事象 PRAにおいては、評価結果が持つ不確実さが大きいことを認識したうえで、CDF、CFF の数値に注目するだけなく、評価結果の分析方法についても更なる改善を図っていく。
実績指標について、今の実績指標でカバーできているのか、肝心な指標が抜けていないかなど、実績指標が自分たちの実際の活動を評価するために必要十分かどうかの確認をお願いしたい。	実績指標について、今設定している実績指標で今後も十分であるという認識はない。設定している実績指標の要否、目標値、閾値なども含めこれらの指標でいいのかという観点で常にフィードバックを行いながら改善していく。
能登半島地震に係る新知見の対応について、志賀原子力発電所で落下したケーブルベアと同様な構造の機器類がないことを確認するだけでなく、落下という観点で問題がないかを確認する必要がある。	能登半島地震に係る新知見の対応について、志賀原子力発電所で落下したケーブルベアと同様な構造の機器類がないことの確認だけでなく、従来からの対応として、地震等による影響を防止するため、SFP や安全上重要な機器周辺には、原則資機材を設置しないことに加え、可搬型設備や仮設設備の固縛状況等をパトロールにて確認を行っており、今後も継続して取り組んでいく。

第 4.1-1 表 原子力に係る安全性・信頼性向上委員会におけるご意見、ご助言への対応状況(3/3)

ご意見、ご助言	対応状況(対応方針含む)
原子力発電所は重要設備であり、原子力のセキュリティに関する情報が漏洩したというだけで、非常に大きな問題になる。DXを活用するのであれば、情報セキュリティに関する取り組み内容についての記載があった方がよい。	4 章「4.2.2 今後の安全性向上に向けた取組みについての短期的及び中長期的な方針」にて、当社の取り組みの明確化のため、情報セキュリティも考慮している旨の記載を追加する。

4.2 安全性向上計画

第1章から第3章及び「4.1 評定結果」の内容を踏まえた当社の見解、今後の安全性向上に向けた取組みについての短期的及び中長期的な方針並びに安全性向上のための具体的な措置に係る計画を示す。

4.2.1 安全性向上に向けた当社の見解

川内2号機が、運転開始以降、安全・安定な運転を継続しているのは、保安活動を確実に実施してきたことによるものであり、今後も現場を第一に原子力安全を確保するための品質マネジメントシステムに基づく保安活動を確実に実施し、安全・安定運転を継続する。

第1回から第6回届出において抽出した措置について、「4.2.3.2 安全性向上のための具体的な措置の実施状況」に示すとおり対応を図っており、発電所の自主的・継続的な安全性向上が図られている。

今後も、保安活動の確実な実施を基本に、安全性向上評価の制度を活用し、原子力発電所のリスクを合理的に実行可能な限り低減させていくことにより、より高みを目指した原子力発電所の安全性・信頼性向上を継続的に図っていく。あわせて、届出書の記載内容を含め安全性向上評価プロセスを継続的に改善していく。

4.2.2 今後の安全性向上に向けた取組みについての短期的及び中長期的な方針

短期の方針は、「4.2.3.1 安全性向上のための具体的な措置に係る計画」に示す、本評価で抽出した措置を確実に実施することである。

中長期的には、これまでどおり、今後も保安活動の確実な実施を基本に、安全性向上評価の仕組みを活用した、安全性向上に向けた取組みを継続し、合理的に実行可能な限りリスクを低減していく。

また、PRA、運転経験及び放射線被ばく等のリスク情報を活用した意思決定(RIDM)プロセスを 2020 年 4 月から本運用を開始したが、引き続きその定着と段階的な拡大を図っていく。

更に、発電所の設計・運用情報、運転経験等の情報について、自社で内部事象を対象とした PRA モデルに適宜反映することにより、現状の発電所の実態に即したリスク評価・管理を実施する。なお、外部事象 PRA においては、評価結果が持つ不確実さが大きいことを認識したうえで、CDF、CFF の数値に注目するだけなく、評価結果の分析方法についても更なる改善を図っていく。

加えて、「九電グループ経営ビジョン 2035」の実現に向けて、情報セキュリティの確保を前提に、設備保全管理システム(EAM; Enterprise Asset Management)活用による設計情報・保全管理等の情報管理一元化、生成 AI を活用した業務効率化等のデジタル技術とデータを活用した業務改革(DX; Digital Transformation)を行い、業務や意思決定の品質向上を図っていく。

4.2.3 安全性向上のための具体的な措置に係る計画

4.2.3.1 安全性向上のための具体的な措置に係る計画

安全性向上のための具体的な措置及びそれらの実施時期（予定を含む。）を第4.2-1表及び第4.2-2表に示す。なお、本章では、施設定期検査及び定期事業者検査を一括して「定検」という。

第4.2-1表 保安活動により抽出された追加措置

具体的な措置	実施時期（予定）
原子力発電所の組織改正	2025年度
中央計装制御装置更新工事	2028年度（第30回定検）
電気ペネトレーション更新工事	2028年度（第30回定検）
RCP周りRTDのダブルエレメント化工事	2025年度（第28回定検）
1次系補機自動化制御装置及び空気式計器の更新	2026~2030年度
敷地地下深部の地下構造把握に資する調査及び地震計の設置	2024年度～2026年度

第4.2-2表 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見から抽出された追加措置

具体的な措置	実施時期（予定）
能登半島地震を踏まえた変圧器に係る安全対策	2025年度
設計経年化（津波）評価結果の教育	2025年度

4.2.3.2 安全性向上のための具体的な措置の実施状況

第 1 回から第 6 回届出において策定した安全性向上のための具体的な措置について、2025 年 3 月 31 日時点における実施状況のうち、継続中の件名を第 4.2-3 表に、対応が完了した件名を第 4.2-4 表及び第 4.2-5 表に示す。

第 4.2-3 表 安全性向上評価において抽出された措置の実施状況

具体的な措置 (計画した届出回数)	実施時期 (予定)	実施状況	備考
安全系シーケンス盤及び 1 次系シーケンス盤設置工事 (第 5 回)	2023 年度以降 (第 26 回定検以降)	継続	1 次系シーケンス盤の設置工事は 2024 年度(第 27 回定検)にて完了。
ECCS 再循環切替自動設備の導入(第 5 回)	2025 年度※ (第 28 回定検)	継続	—
タービン動補助給水ポンプ取替(第 6 回)	2025 年度 (第 28 回定検)	継続	—
機器故障率の精緻化 (重要シナリオにおける機器故障のうち、特に代用パラメータを使用している機器(特重設備(発電機)等)の運転実績の継続的な収集・反映)(第 6 回)	継続実施	継続	—

※: 第 26 回定検にて成立性確認が完了したため、本届出にて「2023 年度(第 26 回定検)にて成立性等の確認実施」から「2025 年(第 28 回定検)」に変更

第 4.2-4 表 安全性向上評価において抽出された措置の実施状況(完了分)(1/3)

具体的な措置 (計画した届出回数)	実施時期 (予定)	実施状況	備考
蒸気発生器取替(第1回)	第22回 定検時	完了	—
海水ポンプ取替(第1回)	第22回 定検時	完了	—
外部電源受電系統の増強 ^{*1} (第1回)	2017年9月1日 運用開始	完了	2017年8月保安規定認可
敷地周辺地震観測装置の追加設置 ^{*1} (第1回)	2018年3月	完了	2018年4月から地震測定開始
運転シミュレータへの炉心溶融解析コード(MAAP)導入 ^{*1} (第1回)	2018年7月	完了	—
原子炉安全保護盤取替 (第1回)	第24回 ^{*2} 定検時	完了	—
安全保護系ラック取替 (第1回)	第24回 ^{*2} 定検時	完了	—
原子炉容器冷却材出口管台保全工事(第1回)	第24回 ^{*2} 定検時	完了	—
再循環サンプスクリーンの巡視点検強化(第1回)	適宜	完了	—
地震時、原子炉補機冷却水保有水量の監視強化(第1回)	適宜	完了	—
重要シナリオの発電所員への教育・訓練強化(第1回)	適宜	完了	2018年3月～2022年度まで実施
クリフエッジに到達した際の措置を含む、安全裕度評価結果の発電所員への教育・訓練(第1回)	適宜	完了	
メタクラ保護継電器のリフト処置の手順作成、教育・訓練(第1回)	適宜	完了	安全系のメタクラ保護継電器のデジタル化に伴い、当該措置は不要となつた。

第 4.2-4 安全性向上評価において抽出された措置の実施状況(完了分)(2/3)

具体的な措置 (計画した届出回数)	実施時期 (予定)	実施状況	備考
大津波警報発表時の停止中ユニットのエアロック閉止の手順作成、教育・訓練(第1回)	適宜	完了	2018年3月
発電機保護装置、変圧器保護装置及び系統保護装置取替(第2回)	第23回 定検時	完了	—
地震及び津波随伴事象並びにその他の自然現象に対する安全裕度評価結果の発電所員への教育(第2回)	適宜	完了	2020年3月～2022年度まで実施
警報表示装置更新工事(第3回)	第24回 定検時	完了	—
大容量空冷式発電機予備品購入※1(第3回)	2021年3月	完了	—
燃料取替用水タンクの安全性向上工事(第3回)	第24回 定検時	完了	—
運転時リスクモニタを用いたリスク評価・管理(第4回)	2021年度下期	完了	—
特重施設を活用した教育の実施(第4回)	適宜	完了	2022年1月まで実施
最新の図面・手順書のPRAモデルへの反映(第4回)	第5、6回届出時	完了	—
PRAモデルへの伊方プロジェクトにおける海外専門家からの指摘を踏まえた知見の反映(第4回)	第5、6回届出時	完了	—

第 4.2-4 表 安全性向上評価において抽出された措置の実施状況(完了分)(3/3)

具体的な措置 (計画した届出回数)	実施時期 (予定)	実施状況	備考
デジタル安全委保護回路のソフトウェア共通要因故障対策(第 5 回)	2023 年度 (第 26 回定検時)	完了	—
フィルタベント手順書へのリカバリステップ追記(第 5 回)	2023 年度 (第 26 回定検時)	完了	—
設計経年化評価から得られた知見に関する技術資料の作成・共有(第 6 回)	2024 年度	完了	—
原子炉補機冷却水系の負荷制限に係る運用の検討(第 6 回)	2023 年度	完了	—
格納容器隔離信号未発信時の格納容器隔離弁の閉止手順の追加に係る検討(第 6 回)	2023 年度	完了	—
メタクラ保護継電器のデジタル化(第 1 回)	第 22~27 回 定検時	完了	—
受電系統の変更(特別高圧開閉所の更新)(第 1 回)	2024 年 11 月 ^{※2}	完了 ^{※1}	—

※1:1号機及び2号機共用

※2:「2025 年 3 月」から「2024 年 11 月」に計画変更し、完了。

第 4.2-5 表 安全性向上評価において抽出された措置の実施状況

(繰り返し実施する措置)

具体的な措置 (計画した届出回数)	実施時期 (予定)	実施状況	備考
ECCS 再循環切替操作に係る教育、訓練の実施(第 5 回)	継続実施	完了	初回教育を 2023 年 3 月までに完了 以降継続的(1回／年)に実施
破損 SG 隔離操作及び破損 SG 隔離失敗後の SA 対策に関する教育・訓練の実施(第 5 回)	適宜	完了	初回教育を 2023 年 3 月までに完了 以降継続的(1回／年)に実施
停止時リスクモニタを活用した継続的なリスク評価・管理による、更なる安全性の向上(第 6 回)	適宜	完了	継続的(定検工程策定時)に実施
地震時における原子炉補機冷却水系の喪失を防止するための原子炉補機冷却水系の監視強化の教育(第 6 回)	適宜	完了	初回教育を 2024 年 11 月までに完了 以降継続的(1回／年)に実施
特重施設の SA 活用を踏まえた安全裕度評価教育結果の教育(第 6 回)	適宜	完了	初回教育を 2024 年 11 月までに完了 以降継続的(1回／年)に実施